

①

～フィットテストについて～

令和5年4月からフィットテストが義務化されます

金属アーク溶接作業等で発生する「溶接ヒューム」が労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、特定化学物質障害予防規則等が改正され、令和3年4月1日より施行されています。この法改正により令和5年4月から継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内の作業者については、面体を有する呼吸用保護具のフィットテストの実施が、1年以内ごとに1回義務付けとなります。

1. フィットテストとは？

面体を有する呼吸用保護具は、顔に密着していなければ有害物質の吸入を防ぐ効果が低下します。このため、作業者の顔に適した面体の型式・サイズであるかをこのテストで評価します。

2. フィットテストの対象者

継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内の作業者が対象となります。

なお、溶接ヒュームの濃度測定は、均等ばく露作業ごとに2人以上で実施していましたが、今回は上記の全作業者が対象となります。

3. フィットテストの方法

JIS T8150：2021 「呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法」等により以下の計算式により「フィットファクタ」を求めます。

$$\text{フィットファクタ} = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定粒子の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定粒子の濃度}}$$

上記のフィットファクタが、以下の「要求フィットファクタ」を上回っているかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100